

国際知財司法シンポジウム 2019



令 和元年9月25日から9月27日にかけて、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの共催により、「国際知財司法シンポジウム2019～アジア太平洋地域における知的財産紛争解決～」が開催されました。

経 済活動のグローバル化に伴い、知的財産権に関する紛争も国際化しており、同種の問題が世界各地で提起される現状において、司法関係者のみならず経済界においても他国の法制度や訴訟運営について理解することの重要性が高まっています。平成29年から開催された本シンポジウムは、各国の法制度や訴訟運営等について最新の情報を得ることができる貴重な機会となっており、3回目となる今回は、インド、オーストラリア、韓国、中国及びASEAN加盟10か国の裁判官や警察関係者等を招いて行いました。



【パネルディスカッション】

1 日目には、「特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈」をテーマとする模擬裁判及びパネルディスカッション、2日目には、「著作権侵害に対する民事及び刑事司法の各国比較等」をテーマとする講演やパネルディスカッション等、3日目には、「特許の進歩性の判断に関する各国比較」をテーマとするパネルディスカッションが行われ、3日間で弁護士、弁理士、企業関係者など合計約1100人の参加がありました。



【インドの裁判官と弁護士による模擬裁判】

本シンポジウムは、知財紛争のより良い解決に大いに貢献する内容であり、海外における企業活動にとっても有益なものとなったと思われます。